

総合口座

平成 28 年 6 月 17 日現在

1. 商品名	総合口座
2. ご利用いただける方	個人のお客さま（未成年者を除きます） お1人さま1口座
3. 取引内容	(1) 普通預金の取引 (2) 定期預金の取引 (3) 定期積金の取引 (4) 上記(2)(3)を担保とする当座貸越の取引
4. 預金取引	各預金の商品概要説明書をご参照ください。
5. 当座貸越取引	普通預金の残高を超えて、払い戻しの請求または各種料金等の口座振替の請求があった場合、総合口座の定期預金および定期積金を担保に不足額を当座貸越として自動的にご融資します。普通預金にご入金いただければ、自動的に返済となります。
6. 貸越極度額	総合口座の定期預金、定期積金の合計額の 90%（1,000 円未満は切り捨て）または 300 万円のうちいずれか少ない金額
7. 貸越利率	担保定期預金の利率（期日指定定期預金の場合は 2 年以上の利率）に年 0.5% を上乗せした利率 担保定期積金の約定利回りに年 1.0% を上乗せした利率
8. 担保設定順位	貸越利率の低い順から担保とします。 貸越利率が同一となる定期預金および定期積金が数口ある場合は、預入日（継続したときはその継続日）の早い順に担保とします。
9. 貸越利息	貸越金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を 1 円とし、毎年 3 月と 9 月の当金庫所定の日（1 年を 365 日とする日割計算）のうえ、普通預金残高から引落しまたは貸越元金に組み入れます。
10. ご返済方法	総合口座の普通預金へ入金することで、即時、ご返済となります。 ご返済は、貸越利率の高い順となります。
11. 期限前解約時のお取扱い	各預金の商品概要説明書をご参照ください。
12. 金利情報等の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>< 苦情処理措置 > 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または事務管理部（9 時～17 時、電話：0767-52-3450）にお申し出ください。</p> <p>< 紛争解決措置 > 金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、富山県弁護士会（電話 076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記事務管理部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）、北陸地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：076-261-2836）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所、北陸地区しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
14. その他	・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受け取りができます。

	<ul style="list-style-type: none">・ 預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとそのお利息が保護されます。
--	---